

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和7年9月30日

提出者 目黒区議会議員

山本 ひろこ

はま よう子

木村 あきひろ

山村 まい

斎藤 優子

竹村 ゆうい

おのせ 康裕

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する意見書

我が国の経済状況は、令和7年7月に内閣府が公表した月例経済報告における景気の基調判断によると、景気は米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復していると報告がされている。

一方、小規模事業者は、インボイス制度の導入後、課税事業者への登録を選択せざるを得ない場面も増え、これまで以上の税負担と事務負担が発生し、経営環境は一段と厳しくなっている。

さらに、多くの都民は、食料品や生活に直結する諸物価の高騰等により、日々の生活への不安等の苦難にさらされている実態にある。

このような厳しい状況の中で、都独自の施策として定着している「小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置」及び「商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」は、小規模事業者にとって事業の継続や経営の健全化への大きな支えとなっている。

これらの軽減措置が廃止されると、区内小規模事業者の経営や区民生活は更に厳しいものになり、地域経済の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことになりかねない。

よって、目黒区議会は東京都に対し、下記の事項を令和8年度以降も継続するよう強く要望する。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月30日

目黒区議会議員 鈴木 まさし

東京都知事 宛て

選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）の着実な議論を進め、導入を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和7年9月30日

提出者 目黒区議会議員

かいでん 和弘

竹村 ゆうい

坂元 悠紀

佐藤 ゆにか

濱 陽子

川原のぶあき

橋本しょうへい

松嶋 祐一郎

岩崎 ふみ子

高野 正人

松田 哲也

上田 あや

武藤 まゆ

関 けんいち

金井 ひろし

後藤 まりこ

茅川 やうき

斉藤 優子

選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）の着実な議論を進め、
導入を求める意見書

現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が必ず氏を改めなければならない。そして、夫の氏（姓）を選択する夫婦の割合は令和 5 年時点で約 94.5%に上り、女性が氏を変更する風潮は根強い。一方で、改氏によるビジネス及び日常生活上の不便や、アイデンティティの喪失等、様々な不利益を被る弊害が顕在化しているとの指摘がされてきたことを背景に、選択的夫婦別氏制度の導入を求める世論が高まっている。

この法制化については、平成 8 年に法制審議会が選択的夫婦別氏制度導入等を盛り込んだ「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したものの、その後実現には至らないまま 30 年近くが経過した。また、本年 5 月には、国会へ提出された 3 法案について衆議院法務委員会で審議されたが、採決は行わず継続審議とすることとなったところである。

代替案として旧姓の通称としての使用の拡大が進められているものの、公的な姓は「戸籍姓のみ」である以上、パスポートや住民票等に旧姓単独では記載が出来ず、旧姓制度が存在しない海外でのキャリア形成や交流等においては困難が生じる等、乗り越えられない弊害は残る。一方、選択的夫婦別氏を選択した夫婦の子どもの氏の位置づけ等は家族の在り方に関わる問題ともなりうることから、子どもの立場に立った議論等、丁寧に進める必要がある。

よって目黒区議会は国に対し、選択的夫婦別氏制度の導入に向け、以下要望する。

記

1. 選択的夫婦別氏制度の導入に向け、別氏を選択した夫婦の子どもの氏の取り決めに関する議論を確実に進めること。
2. 選択的夫婦別氏制度の内容や必要性、与える影響について広く国民に周知し、理解を深めるための取り組みを行うこと。
3. 選択的夫婦別氏制度の速やかな導入に向け、必要な法改正を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2025 年 9 月 30 日

目黒区議会議長 鈴木まさし

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

「こども誰でも通園制度」の本格実施にあたり、子どもの最善の利益と
保育の質・安全の保障を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和7年9月30日

提出者 目黒区議会議員

松嶋 祐一郎

岩崎 ふみひさ

茅川 ゆづき

斎藤 優子

金井 ひろし

橋本 しょうへい

後藤 さりこ

増茂 のぶ

こいて まめり

「こども誰でも通園制度」の本格実施にあたり、子どもの最善の利益と保育の質・安全の保障を求める意見書（案）

政府は、保護者の就労の有無にかかわらず、希望するすべての家庭が一定時間子どもを預けられる「こども誰でも通園制度」を創設し、2026年度からの本格実施に向けた準備を進めています。制度の理念である「すべての子どもの育ちを支える」ことは重要であり、育児不安の軽減や親子の孤立防止につながる可能性もあります。一方で、制度が「子どものため」と掲げるのであれば、一時的に預けるだけの場にとどまらず、子どもにとって安心できる環境と信頼できる大人との関係の保障が不可欠です。保育現場を担う目黒区においても「間違った対応をすると、子どもの成長に大きな問題が出かねない」「保育士を配置すればよいという単純な話ではない」など、制度の実施にあたっての慎重な姿勢を示しています。また、保育士不足が深刻化する中での制度拡大は、在園児を含む保育環境全体に影響を与えるおそれがあります。千葉市の試行報告でも、在園児への悪影響や保育現場の疲弊が指摘されており、目黒区でも子どもや保育士に過度な負担がかからないよう、制度の段階的かつ慎重な設計が求められています。さらに、将来的に制度が私立園にも広がる場合には、事業者間で保育の質にばらつきが生じる懸念もあります。

よって、目黒区議会は国に対し、以下の事項を強く求めます。

記

1. こども誰でも通園制度において、子どもに適切な保育が提供されるよう、保育士の資格要件や配置基準を含めた制度全体の基準を引き上げること。
2. 同制度が自治体や保育事業者にとって持続可能なものとなるよう、保育単価を引き上げるとともに、人件費や施設整備等にかかる基礎的経費を十分に保障する財政措置を講じること。
3. 区市町村が制度を活用して地域全体の子育て環境を改善できるよう、自治体に対する補助制度を充実させるとともに、地域の実情に応じた柔軟な制度運用ができるよう、区市町村の権限と裁量を保障すること。
4. こども誰でも通園制度と既存の一時預かり事業の機能や目的を再整理し、制度間の整理統合やすみ分けを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年9月30日

目黒区議会議長 鈴木 まさし

衆議院議長 内閣総理大臣
参議院議長 こども家庭庁長官 あて